

敬老乗車証制度についてのアンケート調査の実施について

2月7日に開催した第1回敬老乗車証の在り方検討専門分科会の席上で、「敬老乗車証未交付者が交付を希望しない理由を調査すべき」との意見をいただいたため、以下のとおりアンケート調査を実施する。

1 調査目的

敬老乗車証を利用していない方への意向確認

2 調査方法

毎月、誕生日を迎えて70歳に到達される方々に対して、敬老乗車証制度のご案内とともに申請書を送付している。当申請書に、アンケート調査票（別紙調査票）を同封し、交付を希望する方は申請書にアンケートを同封して、また交付を希望されない方はアンケート調査票のみを、それぞれ記載のうえ返信してもらうよう依頼する。

3 実施期間

4月及び5月の誕生日で70歳到達者（2箇月間）
（送付はそれぞれ3月下旬、4月下旬）

4 対象者数

1, 614名（3月下旬送付分）

敬老乗車証制度についてのアンケート（お願い）

敬老乗車証制度につきましては、持続可能なより良い制度の在り方を検討していただくため、本市の附属機関である社会福祉審議会に敬老乗車証の在り方検討専門分科会を設け、検討いただいております。この度、当専門分科会から、制度が利用できる皆様に対し、その利用意向などを把握したいとのご意見があり、アンケートを実施させていただくこととしました。つきましては、大変お手数ですが、次の質問にお答えのうえ、同封の返信用封筒に封かんし、ポストに投函していただくようお願いいたします。（なお、証の交付を希望されず、アンケートのみご回答いただける方につきましては、返信用封筒の表面に住所・氏名等の記入欄がありますが、ご記入いただかなくてもかまいません。）

問１ 今回、敬老乗車証の交付を希望されますか？あてはまるもの１つに○をお付けください。

- １．希望する → （以上でアンケートは終了です。必ず、「京都市敬老乗車証交付申請書」にも必要事項を記入し、当アンケートとともにご送付ください。）
- ２．希望しない → 問２及び問３もお答えください

問２ 今回、敬老乗車証の交付を希望されない理由について、以下のうちあてはまるもの１つに○をお付けください。

- １．体調等の関係で、外出することが少ないから
- ２．公共交通機関（バス・地下鉄等）をあまり利用しないから
- ３．敬老乗車証の交付を受けるために必要な負担金が高い（裏面参照）から
- ４．福祉乗車証や重度障害者タクシー利用券を利用するから
- ５．敬老乗車証を利用することに抵抗感があるから
- ６．その他（理由…）

問３ どういった制度であれば利用したいと思いますか。以下のうちあてはまるものに○をお付けください。（複数回答可）

- １．無料又は今よりも低額な負担であれば利用する。
- ２．通常よりも安い、１回当たりの料金にするなど利用実態に応じた制度であれば利用する。
- ３．現在、対象となっていない路線（私鉄など）が対象となれば利用する。
- ４．その他（）

ご協力ありがとうございました。同封した返信用封筒に入れ、ポストに投函してください。また、交付を希望される方は、必ず同封の「京都市敬老乗車証交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、当アンケートとともにご送付ください。

■当アンケートに関するお問い合わせ

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 （担当：後藤、吉井）

電 話：075(251)1106 F A X：075(251)1114

【敬老乗車証 負担金額】

区 分	ご利用期間及び負担金額	
	手続き後(4月以降)～ 平成 25 年 9 月(半年分)	(参考) 年額
生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	0 円	0 円
本人が市民税非課税の方 ※京都市市税条例による減免により、税額の全部が免除 されている場合は非課税に当たりません。	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
本人が市民税課税で、合計所得金額が 2 0 0 万円 未満の方	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円
本人が市民税課税で、合計所得金額が 2 0 0 万円 以上 7 0 0 万円未満の方	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
本人が市民税課税で、合計所得金額が 7 0 0 万円 以上の方	7, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

- ・ 老齢福祉年金とは、国民年金制度の発足当時（昭和 36 年 4 月）、既に高齢であったため、国民年金等が支給されない方に対して支給される福祉的な年金です。
- ・ 合計所得金額とは税法上の用語で、前年の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。複数の種類の収入がある方は、それぞれに算出された額を合計した額が、合計所得金額となります。